

2022年4月吉日

お客さま各位

株式会社岩手銀行

「インターネット投資信託取引約款」の一部改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当行では、下記のとおり「インターネット投資信託取引約款」を一部改正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本件につきまして、お客さまによる特段のお手続きは必要ございません。

記

1. 改正趣旨

- (1) 民法の改正に伴い、成年年齢が18歳となることからインターネット投資信託の口座開設基準を18歳以上の成年とします。
- (2) 当行は2021年6月7日より「投信口座WEB開設申込サービス」を開始しております。このサービスは、営業店窓口への来店や書類の記入をすることなく、スマートフォンやパソコンを使用してWEB上で投資信託口座（一般NISA口座・つみたてNISA口座を含みます。）の開設ができることから、当行窓口でのお手続きやNISA口座にかかる規定を削除します。

2. 改正箇所

「新旧対照表」をご覧ください。

3. 改正日

2022年6月20日（月）

※ 現在、成年年齢引下げに関するシステム対応をしております。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社岩手銀行 リテール戦略部 小野・佐藤
電話 019-623-1111（代表）

インターネット投資信託取引約款 新旧対照表

(下線部分を改正)

改正前	改正後
<p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 (本サービスの利用)</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の方法により本サービスを申込みし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、<u>当行窓口において</u>、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとし、す。すでに、申込みをしている場合や当行ホームページから申込む場合はこの限りではありません。</p> <p>① 預金口座、投資信託受益権振替決済口座、特定口座の開設</p> <p>② 定時定額購入サービス</p> <p>③ いわぎんインターネットバンキングサービス (以下「ネットバンキングサービス」といいます。)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。</p> <p>① <u>満20歳未満</u>のお客さま</p> <p>② 非居住者のお客さま (居住者が非居住者となった場合も含みます。)</p> <p>③ 法人のお客さま</p> <p>④ その他当行が別途定めるお客さま</p> <p>(4) (省略)</p> <p>第5条 (取引の名義等)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 第1項の規定により、本サービスのご利用のためにお届けいただく預金口座は、<u>当行窓口で開設された普通預金口座</u> (総合口座含む。)とさせていただきます。お客さまが、当行に普通預金口座 (総合口座含む。)を開設されていない場合は、<u>当行窓</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (本サービスの利用)</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の方法により本サービスを申込みし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとし、す。すでに、申込みをしている場合や当行ホームページから申込む場合はこの限りではありません。</p> <p>① 預金口座、投資信託受益権振替決済口座、特定口座の開設</p> <p>② 定時定額購入サービス</p> <p>③ いわぎんインターネットバンキングサービス (以下「ネットバンキングサービス」といいます。)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。</p> <p>① <u>未成年</u>のお客さま</p> <p>② 非居住者のお客さま (居住者が非居住者となった場合も含みます。)</p> <p>③ 法人のお客さま</p> <p>④ その他当行が別途定めるお客さま</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第5条 (取引の名義等)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 第1項の規定により、本サービスのご利用のためにお届けいただく預金口座は、<u>普通預金口座</u> (総合口座含む。)とさせていただきます。お客さまが、当行に普通預金口座 (総合口座含む。)を開設されていない場合は、<u>預金口座を開設のうえ、当行所</u></p>

改正前	改正後
<p>口で預金口座を開設のうえ、当行所定の手続きによりお客さまが当行に届出た預金口座を「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」とします。</p> <p>第6条～第11条（省略）</p> <p>第12条（注文の受付等） (1)～(6)（省略） (7) 本サービスでは、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対応、<u>少額投資非課税制度（NISA）に関する申請及び口座開設の対応</u>ならびに指定預金口座、印鑑、氏名、住所の変更手続対応等はありません。当該対応または変更手続等が必要な場合には、お客さまは当行窓口等で所定の手続きを行うものとします。 (8)（省略）</p> <p>第13条～第29条（省略）</p>	<p>定の手続きによりお客さまが当行に届出た預金口座を「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」とします。</p> <p>第6条～第11条（現行どおり）</p> <p>第12条（注文の受付等） (1)～(6)（現行どおり） (7) 本サービスでは、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対応ならびに指定預金口座、印鑑、氏名、住所の変更手続対応等はありません。当該対応または変更手続等が必要な場合には、お客さまは当行窓口等で所定の手続きを行うものとします。 (8)（現行どおり）</p> <p>第13条～第29条（現行どおり）</p>

以上